



許可番号 02650002617

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府京都市伏見区深草西浦町二丁目61番地

氏 名 株式会社山文
代表取締役 山本 和広

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和 3 年 4 月 28 日

許可の有効年月日 令和 8 年 4 月 23 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
 - ②廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は有機塩化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
 - ③廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は有機塩化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ若しくはベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
 - ④感染性産業廃棄物
 - ⑤廃石綿等
- 以上5種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年4月24日：当初許可
平成11年10月13日：変更許可（取り扱う特定産業廃棄物の種類の追加：④）
平成12年11月17日：変更許可（取り扱う特定産業廃棄物の種類の追加：⑤）
平成13年4月23日：更新許可
平成18年5月15日：更新許可
平成23年5月9日：更新許可
平成28年6月7日：更新許可
令和元年5月21日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：②③）
令和3年4月28日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・☒ 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・☒ 無